

特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条第 6 項及び第 21 条の規定に基づき、多摩川衛生組合における特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報を以下のとおり公表します。

なお、女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異については、情報公表の対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得るため、公表は行わないこととします。

■数値目標の達成状況

【目標 1】

全職員が年次有給休暇を年 6 日以上取得するとともに、職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数を年 15 日以上とする。

(年次有給休暇の取得状況)

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
年次有給休暇取得日数が最も少ない職員の取得日数/年	7 日	7 日	9 日
年次有給休暇の一人当たりの平均取得日数/年	17.2 日	16.9 日	19.5 日

【目標 2】

男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇の取得率を 100%にするとともに、一人当たりの取得日数を 5 日以上とする。

(男性職員の配偶者出産支援休暇・育児参加休暇の取得状況)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇の取得率	— (対象者 0 名)	— (対象者 0 名)	100% (対象者 1 名)
男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇の一人当たりの平均取得日数	— (対象者 0 名)	— (対象者 0 名)	7 日 (対象者 1 名)

【目標 3】

計画期間内に職員採用試験を行う場合においては、女性の採用試験の応募者数を 1 名以上とする。

(職員採用試験の実施状況)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
採用試験の受験者数	実施せず	実施せず	実施せず
うち女性の人数	—	—	—